



山形県と山形労働局が相互に連携して雇用対策を推進するため、「山形県雇用対策協定」を平成 27 年 12 月 17 日に締結しました。

1 目的

山形県と山形労働局がそれぞれの施策の密接な連携の下、雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に実施することにより、県内において「しごと」と「ひと」の好循環を確立することを目的として実施します。

2 実施時期

平成 28 年 4 月 1 日

3 主な取組

- (1) 正社員雇用の拡大
- (2) 若者・女性の県内定着
- (3) 良質な雇用の創出
- (4) 働き方改革の推進



山形県雇用対策協定について



雇用対策協定とは

「国と地方自治体が一体となって総合的に雇用対策に取り組むために地方自治体の首長と労働局長が締結する協定」です。

締結の背景

厚生労働省は、これまで以上に地方自治体と国との連携を強化し、雇用対策を一体的に進めていく方針です。地方創生の実現に向けて、生活の基盤である「雇用」対策を強化するため、山形労働局から山形県に締結を提案しました。

参考1:「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)公共職業安定所(ハローワーク)と地方自治体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。

参考2:全国の締結状況 21都道府県、26市、2町が締結。東北では岩手県、青森県、宮城県が締結。(平成27年11月末)

締結の目的

「良質な雇用の創出、雇用の安定、必要な人材の確保・定着」を目的とし、以下①～③により推進します。

- ①県と国とが連携・協力して重点的に取り組む課題の明確化・認識を共有します。
- ②課題解決のため県と国が連携して取り組む事項を明確化し一体的に実施します。
- ③県と国との間で総合的・体系的に連絡調整を行う枠組みを新たに構築(運営協議会の設置)します。

締結の効果

これまでの「雇用施策実施方針」に代わり、「事業計画」を策定します。

- ①これまで知事の意見を聞いて労働局が策定していた「雇用施策実施方針」に代わり、今後は県と労働局が共同で協定に基づく「事業計画」を策定します。このことで知事の意向がより反映されます。
- ②協定により、知事と労働局長は必要な要請を相互に行うことができ、誠実に対応することになります。
- ③新たに「運営協議会」を設置し、県と国との間で総合的・体系的な連携を強化します。

県の産業施策・福祉施策と国(ハローワーク)の全国ネットワークを活かしたセーフティネット機能とが、それぞれの強みを発揮しつつ連携することで相乗効果を生み、住民サービスの向上が図られます！

山形県と山形労働局が共同で推進する雇用対策

～連携スキームと事業計画～

山形県雇用対策協定運営協議会を設置し、必要に応じて関係者の意見を聞きながら地域課題に対応した年間の事業計画を策定します。この計画に基づき、山形県と山形労働局が共同しながら雇用対策を推進します。

国

〈セーフティネットとしての役割〉

全国ネットワークを通じて雇用のセーフティネットの役割を果たす。

〈主な業務〉

以下の業務を一体的に実施

①全国ネットワークの職業紹介

(職業相談、職業紹介、求人開拓、各種セミナー・就職面接会の開催など)

②雇用保険制度の運営

③雇用対策(若者、女性、高齢者、障害者等)

雇用対策協定

山形県雇用対策協定
運営協議会

県内の課題に対応した**事業計画を
共同で策定。**

(メンバー)

山形県、山形労働局

※必要に応じて地域の関係機関等
から意見を聴取

県

〈地域問題への対応〉

地方自治体は、無料職業紹介事業を含む各種の雇用対策を独自に実施可能であり、地域の問題に対応するための対策を実施。

〈主な業務〉

①企業誘致・産業育成

②生活相談・福祉関連業務

③各種就労支援

(カウンセリング、無料職業紹介事業、就職面接会、各種セミナー等)

事業計画について

今後、県と労働局がそれぞれの重要施策等を踏まえ、平成28年度の事業計画を策定します。

人口減少が進行し、雇用情勢が緩やかに改善する中、人材の確保と定着が大きな課題となっています。

また、非正規雇用労働者が雇用労働者に占める割合が約四割となり、正社員有効求人倍率は全国平均に届いていないのが現状であり、正社員等の安定的な雇用の確保も重要な課題です。

こうした現状において、県と労働局が共同してこれらの施策に取り組むことにより改善を目指します。

正社員雇用の拡大

若者・女性の県内定着

良質な雇用の創出

働き方改革の推進

等

なお、重点項目の設定等については、事業計画を検討する過程で協議・調整を行います。

山形県雇用対策協定

山形県と厚生労働省山形労働局（以下「山形労働局」という。）は、山形県が「自然と文明が調和した理想郷山形」のビジョンの下、人口減少対策として、産業振興・雇用創出戦略の推進、人材の県内定着・回帰の推進、総合的な少子化対策、活力ある地域づくりなどに取り組んでいることを踏まえ、本協定を以下のとおり定める。

（目的）

第1条 この協定は、山形県と山形労働局が、それぞれの施策の密接な連携の下、雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に実施することにより、県内における安定した雇用の創出、活力ある地域づくりを担う人材の確保、若い世代が結婚・出産・子育てと両立できる働く環境の整備などを通して、「しごと」と「ひと」の好循環を確立することを目的として締結する。

（事業内容等）

第2条 山形県及び山形労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、山形県及び山形労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

（要請等）

第3条 山形県知事及び山形労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 山形県知事及び山形労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、山形県及び山形労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、山形県及び山形労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、山形県知事及び山形労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年12月17日

山 形 県 知 事

吉村美栄子

厚生労働省山形労働局長

森田啓司